

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令案について

令和 8 年 5 月
環境省 自然環境局

1. 改正の趣旨

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）の施行を踏まえ、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案により、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下「令」という。）を改正した。これを受け、自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号。以下「規則」という。）の改正を行うものである。

2. 改正の内容

今般、CCS 事業法に新たに規定された貯留事業のための海底の掘削は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 35 条の 2 第 1 項に基づき指定される沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある。当該行為を法第 35 条の 4 第 3 項に規定する特定行為として同項第 4 号に基づき令に定める改正を行ったところ、同条第 5 項に基づく許可基準等を次のとおり定めるため、規則を改正するものである。

- ① 法第 35 条の 4 第 1 項に基づき指定される沖合海底特別地区内において、CCS 事業法第 2 条第 2 項に規定する貯留事業（鉱物の掘採に伴うものを除く。）のための海底の掘削を行うことに関する許可申請書の記載事項等
 - ・ 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画
 - ・ 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真
- ② 沖合海底特別地区内において、CCS 事業法第 2 条第 2 項に規定する貯留事業（鉱物の掘採に伴うものを除く。）のための海底の掘削を行うことに関する許可基準
 - ・ 次のいずれにも該当すること。
 - 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
 - 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
 - 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ③ 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において、CCS 事業法第 2 条第 2 項に規定する貯留事業（鉱物の掘採に伴うものを除

く。)のための海底の掘削を行うことに関する届出書の記載事項

- ・特定行為の自然環境に及ぼす影響並びに特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画

なお、鉱物の掘採については、現行規則において既に上記①～③の許可基準等の対象とされており、CCS 事業法第 2 条第 2 項に規定する貯留事業のうち鉱物の掘採に伴うものについてもこれに含まれる。

3. 今後の予定

令和 8 年 5 月 22 日 公布

令和 8 年 5 月 22 日 施行